

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

茅野市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

茅野市長

## 公表日

令和8年1月7日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	<p>国民年金法、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律、年金生活者支援給付金の支給に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 第1号被保険者の資格取得・喪失、種別の変更、氏名・住所の変更等の各種届出の受理・審査・報告</li> <li>2 任意加入被保険者の資格取得・喪失の各種届出の受理・審査・報告</li> <li>3 付加保険料納付・辞退の申出の受理・審査・報告</li> <li>4 保険料の全額免除・一部免除・学生納付特例・納付猶予の申請の受理・審査・報告</li> <li>5 保険料の法定免除に係る該当届書又は申出の受理・審査・報告</li> <li>6 保険料の産前産後免除の該当届書の受理・審査・報告</li> <li>7 受給権者による老齢基礎年金等の裁定その他給付に係る申請等の受理・審査・報告</li> <li>8 障害基礎年金等の受給権者の死亡に関する届書の受理・審査・報告</li> <li>9 年金生活者支援給付金の支給に関する請求等の請求又は届書の受理・審査・報告</li> <li>10 国との協力・連携に係る事務</li> </ol>
③システムの名称	国民年金システム 社会保険オンラインシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 46,116,128の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2、59条、68条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[ 実施しない ]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 保険課
②所属長の役職名	保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 〒391-8501茅野市塚原二丁目6番1号 0266-72-2101
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部 保険課 〒391-8501茅野市塚原二丁目6番1号 0266-72-2101
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ O ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得の徹底を徹底している。 また、国民健康保険事務では、上記のほか、次の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・基幹系システムに表示された個人番号を申請書等へ記入する処理 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書等の廃棄 等	



## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 5. ①部署	健康福祉部 保健課	健康福祉部 高齢者・保険課	事後	
平成29年4月1日	I 5. ②所属長	保健課長 両角 直樹	高齢者・保険課長 両角 勝元	事後	
平成29年4月1日	I 8. 連絡先	健康福祉部 保健課課〒391-8501茅野市塚原二丁目6番1号 0266-72-2101	健康福祉部 高齢者・保険課〒391-8501茅野市塚原二丁目6番1号 0266-72-2102	事後	
平成30年4月1日	I 5. ②所属長	高齢者・保険課長 両角 勝元	高齢者・保険課長 平澤 精一	事後	
平成31年4月1日	I 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一の31の項	番号法第9条第1項 別表第一の31の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定	事後	
平成31年4月1日	I 5. ②所属長	高齢者・保険課長 平澤 精一	高齢者・保険課長	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策		IV リスク対策 全文	事後	
令和4年5月2日	I 1. ②事務の概要	国民年金法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	国民年金法、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律、年金生活者支援給	事後	
令和4年5月2日	I 1. ③システムの名称	国民年金システム	国民年金システム 社会保険オンラインシステム	事後	
令和4年5月2日	I 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一の31の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定	番号法第9条第1項 別表第一の31,83,95の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定	事後	
令和4年5月2日	II 1、2 いつ時点の計数か	平成29年3月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和6年4月1日	I 5. ①部署	健康福祉部 高齢者・保険課	健康福祉部 保険課	事後	
令和6年4月1日	I 5. ②所属長	高齢者・保険課長	保険課長	事後	
令和6年4月1日	I 8. 連絡先	健康福祉部 高齢者・保険課〒391-8501茅野市塚原二丁目6番1号 0266-72-2102	健康福祉部 保険課〒391-8501茅野市塚原二丁目6番1号 0266-72-2102	事後	
令和6年4月1日	II 1、2 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年6月10日	I 3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の31、83、95の項	法律別表46,116,128の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める	事後	
令和7年12月1日	I 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一の31,83,95の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定	番号法第9条第1項 別表 46,116,128の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める	事後	
令和7年12月1日	II 1、2 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年12月1日	IV 8人手を介在させる作業		新様式による追加	事後	
令和7年12月1日	IV 11最も優先度が高いと考えられる対策		新様式による追加	事後	